

伊賀市文化振興プラン中間案に対する意見・回答

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する市の考え方は下記のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

番号	箇所	頁	指摘事項・意見	左記に対する回答	記載
No. 1	第1章 1. 文化政策の確立とその背景))) 法の視点と文化政策のあゆみ 文中の6行目より	2	ここでは、劇場法に触れ「劇場・音楽堂等が、「活力ある社会を構築するための大きな役割を担う」ことや「地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能」として期待がかけられています。」と明記されてあるが、現状の伊賀市では文化ホールの縮小や公民館を一本化にする計画があることから本計画とは逆行している。もっと地域住民の気持ち、意識が高揚することに予算配分をすべき。	ここで劇場法が述べている内容は、施設の増設や設置数ではなく、施設の持つ役割と機能です。予算配分に言及するものではなく、従来の劇場が持つ機能にとどまらず、地域の発展を支えるものになり得ることを記述しています。	変更しない
No. 2	第1章 ア) 2ページ 下から2行目 イ) 3ページ 本文2行目 ウ) 3ページ 本文6行目 エ) 4ページ 本文8行目	2 . 3 . 4	次のとおり追記を希望する ア) …など各主体が <u>より質の高い文化芸術</u> 振興の… イ) …すべての市民が <u>より豊かな文化芸術</u> に触れる… ウ) …を抱きながら、文化 <u>芸術</u> 都市を形成する… エ) …新しい文化 <u>芸術</u> を資産として…	ア)、ウ)、エ) の3か所について、「より質の高い」「芸術」をそれぞれ追記する。 イ) については、「年齢や障がいの有無などに関わらず、すべての人が文化芸術に触れられる環境づくりが必要である」という文脈で、「文化芸術」に対し「より豊かな」という形容で対象があいまいにならないよう、簡潔に「文化芸術」とだけ表記します。	変更する

No. 3	第1章 2. 文化政策の基本となる視点 >>>「まち」を育む	3	(1)「松尾芭蕉に代表される郷土の先人」とあるが、代表される中身をもっと明確に表現するべき。 (2)例えば、余野公園のつつじ祭は、補助金が削減または実施補助などに切り替えられ存続できない事態となっている。(実施は地元におまかせ)。4ページの「行政は市民が主体的に文化芸術活動に参加するための基盤づくり、環境整備を担います」と書かれている。現状とプランが全く矛盾している。	(1) 郷土の先人の名前を挙げると枚挙にいとまがなく、市として芭蕉顕彰を文化振興の中心に据えているためこの記載とします。 (2)伊賀市文化振興ビジョンの中でも、市民は、「文化芸術の担い手として文化芸術活動に主体的に参加するよう努めます。」と記載があるとおり、文化芸術の主体は市民です。行政は誰もが文化芸術に触れ活動することができるよう支援します。	変更しない
No. 4	第2章 2. 事業の課題 3. 課題の分析	7 ・ 8	課題として、新しい音楽美術作品の創作や舞台芸術の創造機会の創出、そうした新しい芸術文化を生み出す活動の支援があると思う。5年に一度、芭蕉祭に新しい歌や吹奏楽曲が募集するとか、伊賀にまつわる全国書道展を計画するとか、伊賀で国際焼き物祭をするとか、なにか市民の創作活動のための啓蒙や仕掛けがあれば嬉しい。	行政や公益文化団体だけでなく、さまざまなジャンルの文化団体や個人など、さまざまな文化の担い手が意見交換する場を設け、協働することを、「プランの推進体制」として33ページに記載しており、新たな創造の機会を創出することを目指します。	変更しない
No. 5	第2章 1. 伊賀市文化振興プランの策定趣旨と計画期間	6～ 7	「主催者の高齢化が進み、事業の継続が危ぶまれている。」 「事業を引率するリーダーが育たない。」などの根本課題を改善する方向性をもっと具体的に示してほしい。	これらの課題を踏まえ、「担い手や後継者を育成し次世代へと繋ぐ」ことを“基本方針3”とし、さらに施策の方向Ⅰ「人づくりとまちづくり」のための取り組みを18ページに5つあげています。改善するための具体的な方策として、第6章には事業を掲載しておりますが十分ではなく、市民や行政が協力しさらなる充実を図っていきます。	変更しない
No. 6	第2章 アンケート結果／事業の課題 >>> さまざまな課題	7	課題の中身を見てもハード面の課題、地理的課題、練習や稽古会場が十分に無い課題、発表の場の拡充の課題が上げられているが、この課題に対してどう向き合うのか。	8ページ「解決のための視点」をもって、施策を推進することが課題の解決につながると考えます。	変更しない

No. 7	第2章 >>> 解決のための 視点	8	最終行に、施設の整備が事業の実行や継続を担保しているかと記載されているが、場所の提供や居場所づくり、発表や鑑賞できるホールは、広い伊賀市において北部、中部、南部と最低でも3カ所は必要である。	これまでホールのあり方検討委員会でも協議してまいりましたとおり、人口規模に見合った持続可能な伊賀市につなげるため、現在の方針となっています。	変更しない
No. 8	第3章 3. プランの体系	11	文化ホールや会場の利用時間帯の不便等の問題がある。全国の文化ホールや施設で、利用区分が決められ、9-12、13-17、18-20の規定が一般化している。長期的にはこの条例の変更が必要だが、短期的には変更は無理でも、利用時間帯の柔軟な運用が求められる。鑑賞者側から考えると開演の時間帯は、大都会の店舗でもみられるように朝は11時頃開場したい。すると8時前後に開館して欲しい。また夜の時間帯も、長い演目やプログラムでは21時30分終演はなかなか難しく落ち着いてやれない。つまりこの利用時間帯は、現代に合わない。三重県文化会館初め全国の多くにホールでこの時間帯の運用を柔軟に（有料）しているところがたくさんある。利用時間帯の柔軟な運用が検討材料になる。第3章施策の方針4で、施設の管理と柔軟な運用としてはどうか。	条例で定められた利用時間についてはご指摘のとおりですが、運用については、そのことによって支障がない場合においては柔軟な対応も検討していかなければならないところであり、11 ページ基本方針4のI「施設の管理と機能の発揮」には、運用方法の改善や工夫も含まれます。	変更しない
No. 9	第3章 >>> 美術館・図書館	12	「市内には美術館がありませんが、…伊賀市 ミュージアム青山讃頌舎が開館し」とあるが、北部地域・中部地域へ拡大のプランはないのですか？	現在、美術館の建設計画はありません。ミュージアム青山讃頌舎を美術展示の拠点としながら、文化会館や崇広堂など、他の美術展示が可能な施設を活用し、市民がより身近に文化芸術に親しめるよう取り組んでいます。	変更しない

No. 10	第3章－4 主要な施設の位置付け ≫≫ 美術館・図書館	12	書かれている内容は、本来の図書館の従来からある機能であり、印象に残らない。【平成26年3月作成の伊賀市新図書館基本計画18ページ4－1－3 将来の図書館像7項目のうち⑦番の、市民の交流・つながりをつくる図書館】に図書館の在り方として記載があり、伊賀市独自の理想とする図書館像として是非この内容に沿って別な表現を盛り込んでほしい。 例えば「赤ちゃんから、学生、子育て中の親やお年寄りまで、誰でも楽しめる世代を超えた交流の場としての図書館の役割を深め、市民の憩いの場としての位置付けを重点的に拡げていきたい。」など。	≫≫ 美術館・図書館（3行目後半から）次のとおり変更。 「図書館においては、<u>史（資）料の収集・整理はもとより、市民が学びや憩いを求め、交流のできる場として、市民の教育や文化の発展に寄与します。</u>」	変更する
No. 11	第4章 施策の方向Ⅱ 成長に即した文化芸術の提供	17	文中で「子どもたちがより多くの文化芸術に触れるには、文化ホールや学校、公民館をはじめ、地域行事等で様々な文化芸術に出会う機会をつくる必要があります」と記載されている通りであるが、実際には文化ホールや公民館は縮小計画で進められようとしており矛盾している。	文化芸術に出合う機会は、文化ホールや公民館の数で測るのではなく、子どもたちやその保護者が参加しやすい内容の催しを開催することや、そこへ出向く動機づけをつくることなどが、子どもの文化活動を促すことに繋がると考えます。	変更しない
No. 12	第4章	18	「担い手が減りつつある伝統文化や各分野の後継者が～開かれた活動の場を作り、担い手の育成、定着に努めます」とあるが、教育という面では具体性に欠ける。学校教育に地域文化授業を組み入れるなど方法を考えるべき。	子どもに対する文化振興については、文化振興の大きな柱として基本方針2を「子どもたちが文化芸術を体感できる機会の拡充」としています。35ページに記載した学校へのアウトリーチ等の事業が、後継者、担い手の育成に繋がると考えています。	変更しない
No. 13	第4章 5－1	20	全体として施設側でやる事のような印象です。施設の整備や管理運営は施設側でやるのですが、その施設管理者は、利用し活用する市民や事業者の志向や必要用件を知るためにも利用者をもっと参画できる工夫をして欲しいと思います。練習場所の確保、文化財の保存、特に公共文化施設の総合的な活用推進計画には、是非市民や専門家の連携協働を計画してください。	20ページの表の5つの取り組みの「市民・地域・事業者」の「公共文化施設の総合的な活用推進計画の策定[検討]」については、「◎、○、□」には該当しないものの、施設整備においては利用者の意見を反映したものとなるよう努めます。	変更しない

No. 14	第4章 施策の方向Ⅰ 施設の管理と機能 の発揮	20	取り組みの中の「公共文化施設の総合的な活用推進計画の策定」では、市民・地域・事業者にしるしが無く携わらないようになっているが、活用推進計画には市民が積極的に携わること。	公共文化施設の活用計画策定については、公募委員に参画いただくなど、市民からの意見を計画策定に反映するよう努めています。ご指摘のとおり「○」印を記載します。	変更する
No. 15	第4章 6-1基本方針⑤ 施策の方向Ⅰ	22	(1)囲みの中「郷土の文化を知り市民の財産として分かち合うことで」を、「郷土の文化や <u>誇りうる先人</u> を知り市民の財産として分かち合うことで」としてはどうか。 (2)表の5つめ「文化芸術分野で活躍した先人の顕彰と遺産の活用」を「文化芸術分野で活躍した先人の顕彰と <u>展示、遺産の活用</u> 」としてはどうか。	(1)次の文に「伝統文化を守り先人を顕彰するとともに、…」という記述があり先賢顕彰についても触れており、郷土の文化を知することはすなわち誇るべき先人を知ることにつながるかと捉えています。 (2)「展示」は「顕彰」のための手法のひとつであり、顕彰事業に含まれるものと考えます。	変更しない
No. 16	第4章 施策の方向Ⅱ 都市の文化的な顔 づくり	25	「新たな文化芸術の誘導（移入）による都市の新たな顔づくり」とは、何をイメージしているのか。	「当市ならではの個性・独自性を持った象徴的なイメージ」をつくることを、「顔づくり」と表現しています。	変更しない
No. 17	第4章 施策の方向Ⅰ 社会参加のきっかけづくり	26	「文化芸術イベントなどへの参加による居場所づくり」には、行政も二重丸で主体的に取り組むべき。	二重丸に変更します。	変更する
No. 18	第4章 施策の方向五協働 の場の創造	27	文章の冒頭で「障がい者の文化芸術活動の発表の場の確保」とあるが、（障がい児）は何故入れないのか。	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律や、障害者基本法では、年齢を定義していません。伊賀市文化振興ビジョンの基本方針でも「高齢者や子ども、障がい者、」という記載をしており、障がい児も含め、「障がい者」という言葉を用います。	変更しない

No. 19	第4章 プロジェクトの目的	30	ここでも障がい者だけが対象で障がい児が何故入れてないのか。 また市内に多く活動しているサークル団体については計画上どこにも触れておらず、つながりにも明記されていない。またサークル団体の支援についても記載が無い。	「障がい者」については、上と同様。 文化サークルや文化団体については、「市民」に含まれるものとして記述しています。これは、文化振興16ページ〔各主体の役割〕でも「市民」として文化サークルや文化芸術団体の役割について述べた記載をうけたものです。	変更しない
No. 20	第5章 ■事業カードで成果や課題を共有します	33	もう少し事業カードの説明をしないとイメージしにくい。	事業カードについては、プランが策定された後の進行管理に使用するため、詳細については現在協議中です。しかし、イメージしにくいことはご指摘のとおりかと思いますので、 「取り組みの名前や内容、目的などを記載する事業カード」 と追記します。	変更する
No. 21	第6章 基本方針に基づく主な事業（4）	37	「柘植の里芭蕉翁を顕彰する会」「文豪横光利一野村区顕彰会」「橋本策医学博士顕彰会」の3偉人の顕彰会の活動がどのような位置づけになるのか記述が見当たらない。 37ページ表内に、「松尾芭蕉・横光利一・橋本策3偉人常設展示 ⑤①②③ 文化交流課・3偉人顕彰会」を加筆してはどうか。	「松尾芭蕉・横光利一・橋本策 3偉人常設展示 ⑤①②③ 地域3偉人顕彰会」を加筆します。	変更する
No. 22		全体	この文化振興プランと、地域振興センター設立・指定管理制度の2案が別々に進んでいるように思いますが、2案が全て行政管轄と解釈すれば、地域丸投げを前提としているとしか思えない。	文化振興プランは、市の文化芸術振興に関する計画です。行政の事務機能とは特に関連がありません。	変更しない

No. 23		全体	(幅広い視点に立って説かれているが、文化芸術が現象として平面的に広がっていて、深みや昇華といった芸術の立体性への視点が感じにくい。) プラン名は「伊賀市文化芸術振興プラン」にしてはどうか。	市では平成 31 年度に「伊賀市文化振興ビジョン」を策定し、「伊賀市文化振興条例」を制定しました。これらを受けて、現在この実行計画である「伊賀市文化振興プラン」の策定を進めていますが、これらすべてにおいて、名称としては、「文化芸術」ではなく「文化」としております。これは、特別な能力を持った一部の“芸術家”のための振興であると誤解されることを避け、すべての人を対象とし誰もが持つ文化権の保証を目的としたものであることを表わすためです。ご指摘のとおり文化芸術の深みや昇華という視点は不可欠であり、文章中の記載については「文化芸術」としています。	変更しない
No. 24	第 4 章	全体	練習や小さなイベント会場の不足問題と、主要な施設の位置付けについての振興策です。海外での演奏活動ではよく図書館や博物館等の一室、ホールの控室で室内楽コンサートがよく行われます。学校や公民館をコンサートや練習会場として開放してはどうか。柔軟な開放の模索を提案します。第 4 章に、その他の施設の文化芸術活動への利用の項目を追加して会場不足を緩和することを検討してください。 また、旧市庁舎に図書館を移し、図書館に芭蕉記念館を移し、今の芭蕉記念館を小イベントホールに変身にすると、利用が増えると思います。街づくりにも貢献すると思います。	普段音楽に触れる機会のない人に演奏を楽しんでいただくことを目的として、市役所や病院ロビー、福祉施設、文化財施設、文化会館のホワイエなど、ホール以外での演奏や展示等の事業がすでに行われています。今後はさらなる機会の拡充のため、また会場の不足を緩和するため、柔軟に施設を活用したいと考えます。	変更しない
No. 25	第 4 章 2 - 1	全体	市民の自主的な文化芸術活動の取り組みには、いわゆる後継者を把握する他の部署との連携があると思いますが、行政も連携・協働して、指導者やグループを紹介したりする窓口を設置してはいかがですか。	ご指摘のとおり、行政内でも連携が不可欠です。このプラン策定のために、文化振興プラン検討庁内会議を設置し、福祉や教育、観光、産業などの各分野との連携を進めており、プラン策定後も庁内で情報を共有し、連携する体制を整えます。	変更しない

No. 26	第 4 章 4－2	全体	文化芸術活動をプロデュースできる人（組織）の育成と支援は、公益任せでは人の情報も入りにくく広がりが限られます。ジャンルによって振り分けを行っても、行政も連携協働して何か工夫をしてください。文化芸術の顕彰事業を検討するのも良いと思います。	情報を共有し、方向性を協議する場として、連携・協働する意見交換の場（３３ページに記載）を設けます。	変更しない
No. 27		全体	色々と市民のためにお考えいただき感謝します。どうぞよろしくお願いいたします。	市の文化振興にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。	変更しない
No. 28		全体	スケッチコンクール、市民病院や市役所での市展・文化祭・サークル祭からの展示などについてご提案	第６章に追記できることがあれば、事業カードなどで、提案いただくことになります。	変更しない
No. 29		全体	プランの実効性に疑問がある。	実効性を担保するよう務めます。	変更しない